除却工事または建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の流れ

事業者（工事会社等）	助成申請者（建物所有者）	練馬区	期間の目安

耐震診断の完了→**診断結果【Iw値1.0未満、Is値0.6未満】**
※助成対象建築物が「住宅」で木造または鉄骨造の場合は、耐震診断不要です。

※耐震診断時に提出、確認を行っている場合は不要なケースもあります

Ⓐ 建築物調査結果報書の作成・区へ提出

Ⓑ **専門家派遣申込**（無料）
専門家派遣の実施
※１建物１回のみ

助成申請可否の回答

助成申請可の場合

Ⓐの場合
報告書の提出から
助成申請可否回答まで
約１０日

Ⓑ の場合
専門家派遣申込から
助成申請可否回答まで
約２ヶ月

除却工事たまは
建替え工事の見積り

① **助成金の申請**

受付・審査

助成金交付決定
通知書の交付

約２～３週間

除却工事または建替え工事の実施
※契約は区の助成金交付決定後に行うこと

【除却工事の場合】
除却前・除却中・除却後の現場写真撮影
【建替え工事の場合】
除却前・除却中・除却後・新築中・新築後の現場写真撮影

除却工事または
建替え工事費用の領収

**除却工事または
建替え工事費用の支払い**

② **完了報告**

受付・審査

※完了報告は２月末までに行ってください。

施工事業者へ請求の委任

助成金額確定
通知書の交付

⑵委任払いを利用する場合

⑴委任払いを利用しない場合

除却または建替えに要する期間は案件により異なります。
余裕をもって実施してください。

約２週間

③ **助成金の請求**

審査

助成金の交付

約１週間

助成金の受領

助成金の受領

※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

除却工事または建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の必要書類

❶助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
□	**耐震化促進事業助成金交付申請書（第５号様式）**
□	**建築物調査結果報告書の写し**
□	**建築物の所有者であることを証明する書類**
□	**耐震診断報告書の写し　※木造・鉄骨造の住宅の場合は、耐震診断報告書は不要です。**
□	**見積書（除却工事費用または建替え工事費用の見積り）の写し** ※住宅の建替え工事の場合は、既存建物所有者または既存建物所有者の２親等以内の親族宛てのもの
□	**納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類）** **・個人の場合は個人住民税　　・法人の場合は法人住民税** **→練馬区に納付している個人は提出不要**
	該当する場合のみ
□	**【既存建物の所有者に共有者がいる場合】　※代表者が申請してください** **・共有者が確認できる書類　　・共有者の同意書**
□	**【相続等で所有権が移転していない場合】** **・遺産分割協議書　　・相続人全員の同意書　　など**
□	**【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】** **・念書　　・是正内容を示す図面等**
□	**【申請手続きを委任する場合】** **・委任状**
	住宅の除却工事の場合
□	**【準防火地域の場合】** **除却後の新築建物を、東京都安全条例第7条の3第2項に規定する構造物とすることについての同意書（新たな防火規制）**
	住宅の建替え工事の場合
□	**除却後の新築建物を練馬区耐震化促進事業助成要綱第５条第６項第４号の建物とすることについての同意書** ※要件については、別紙「住宅の建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項」ご確認ください。
□	**工程表（除却工事から新築工事に要する期間がわかる書類）**
□	**【既存建物の所有者と除却工事や新築工事の契約者が異なる場合】** **①助成金の申請、請求および受領が代表で交付申請を行う者になることについての同意書** **②申請者や契約者が建築物所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類(戸籍謄本等)の写し** ※要件については、別紙「住宅の建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項」ご確認ください。
□	**【障害者等居住住宅の場合】** **・住民票の写し** **・下記に掲げるいずれかの者であることを証明する書類の写し** **①介護保険法（平成９年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者** **②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者** **③東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受けている者** **④精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者**
	一般緊急輸送道路沿道建築物の場合
□	**緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）**

除却工事または建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の必要書類

❷完了報告で必要な書類

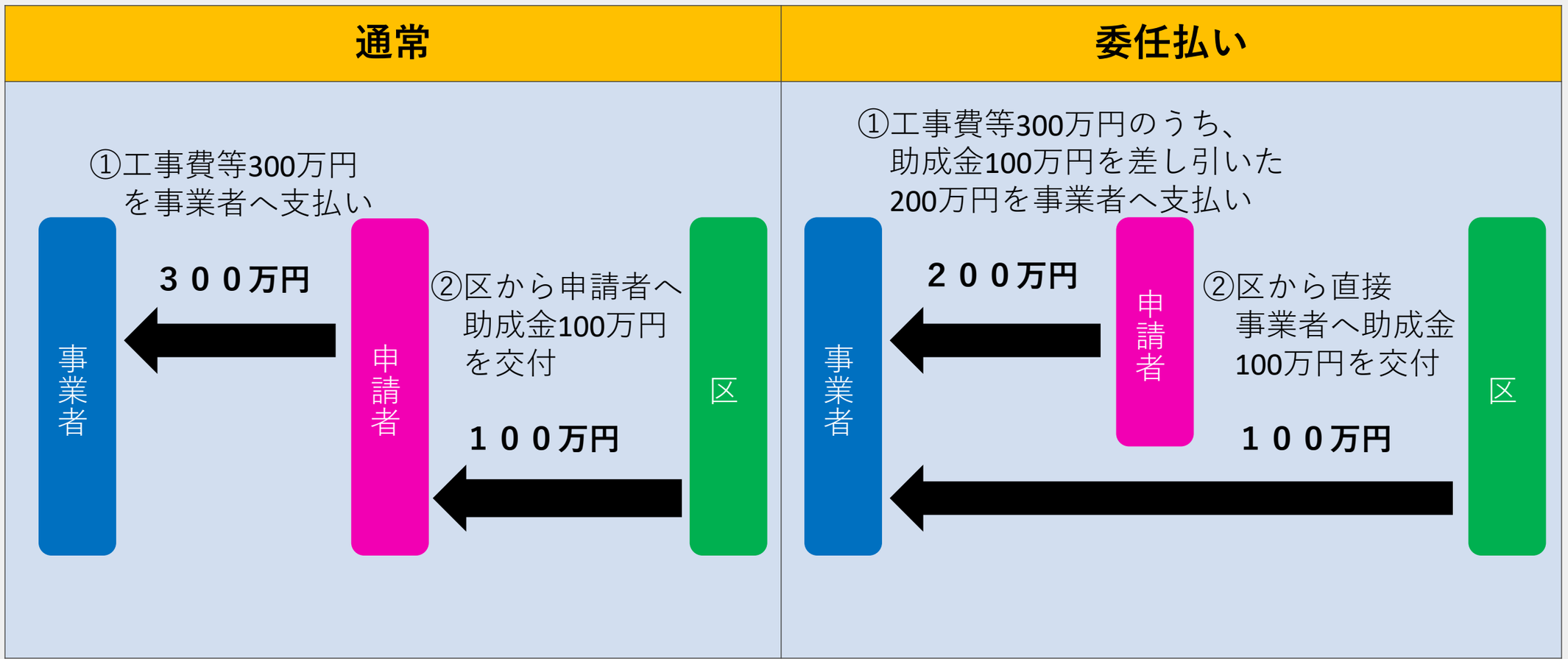
チェック	提出する書類
□	**耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）**
□	**領収書等（除却工事費用または建替え工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し→原本は返却します** ※住宅の建替え工事助成の場合は、既存建物所有者または既存建物所有者の２親等以内の親族宛てのもの **【委任払いを利用する場合】** **助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等の原本および写しの提出も可能**
□	**契約書や注文書・請書等（除却工事または建替え工事の契約を証する書類）の写し** ※申請者と事業者の契約書
□	**除却を確認できる書類の写し** **（建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）※いずれか１部**
□	**除却前、除却中、除却後の現場状況が確認できる写真** **※建替え工事助成の場合は、新築中、新築後の現場状況が確認できる写真も提出**
□	**耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第６号様式）の写し**
	住宅の建替え工事の場合
□	**確認済証・確認申請書（第３・４面）・検査済証の写し**
□	**除却後の新築建物に感震ブレーカーが設置されたことが分かる書類の写し** **または耐火建築物等に適合していることが確認できる書類の写し**

❸助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
□	**請求書（口座振替依頼欄付）**
□	**【委任払いを利用する場合】※１** **・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）**

※１ 委任払いとは
　助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
　この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合



住宅の除却工事または建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項

建替え工事助成を利用して新築する建物の条件

チェック	条件
□	**以下のいずれかの住宅であること** **・一戸建ての住宅** **・長屋** **・共同住宅（耐火建築物または準耐火建築物で、延べ面積が1,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が原則３以上の共同住宅は除く）** **※店舗等の用途の床面積が延べ面積の１/2未満の場合も可**
□	**東京都建築安全条例第７条の３第２項に規定する構造であること**
□	**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと**
□	**設置する分電盤のすべてに下記のすべてを満たす感震ブレーカーを設置すること** **・分電盤タイプ** **・一般社団法人日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定制度による認証マークのあるもの** **※耐火建築物等の場合は不要**

※除却工事助成を利用される場合は、新築する建物に制限はありません

助成の申請ができる方

契約者			申請ができる方
除却工事	新築工事		
既存建物所有者	既存建物所有者	→	既存建築所有者のみ
既存建物所有者	２親等以内の親族	→	既存建築所有者（※１）・2親等以内の親族（※２）
２親等以内の親族	２親等以内の親族	→	

※１　所有者の２親等以内の親族の同意書の添付が必要です
※２　所有者の２親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写しの添付が必要です

助成金額の算出について

①除却工事

助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率	助成限度額
住宅	①28,500円/㎡	助成対象費用の３/４	150万円
住宅 （空家等活用促進地区内）	①28,500円/㎡	助成対象費用の３/４	200万円
※除却工事費用（見積書）と、①で計算した費用のどちらか低い額に助成率を掛け合わせた額と助成限度額を比べてどちらか低い額が助成額 **※①の平米数は、既存建築物床面積（適法部分）の合計**			

②建替え工事

助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率	助成限度額
住宅	①57,000円/㎡	助成対象費用の３/４	225万円
住宅 （空家等活用促進地区内）	①57,000円/㎡	助成対象費用の３/４	275万円
障害者居住住宅	①57,000円/㎡	助成対象費用の３/４	290万円
※除却工事費用（見積書）+新築工事費用（見積書）と、①で計算した費用のどちらか低い額に助成率を掛け合わせた額と助成限度額を比べてどちらか低い額が助成額 **※①の平米数は、既存建築物床面積（適法部分）の合計**			